

※学校保健安全法で定められた感染症とその取扱い（欠席扱いになりません）

	病 名	登園のめやす
ア	急性灰白髄炎（ポリオ）	急性期の症状が治癒してから
イ	インフルエンザ	解熱した後、3日を経過してから
ウ	百日ぜき	特有の咳が消失してから
エ	麻疹	解熱した後、3日を経過してから
オ	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺の腫張が消失してから
カ	風疹	発疹が消失してから
キ	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
ク	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後、2日を経過してから
ケ	結核	医師が感染のおそれがないと認めてから
コ	流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めてから
サ	急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めてから
シ	溶連菌感染症	医師による判断
ス	ウイルス性肝炎（A型）	主な症状がなくなってから
セ	手足口病	主な症状がなくなってから
ソ	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まってから
タ	ヘルパンギーナ	主な症状がなくなってから
チ	感染性胃腸炎 （ロタウイルス・アデノウイルス）	主な症状がなくなってから

※①伝染性軟属腫（水いぼ）、②ぎょう虫症、③アタマジラミ、④伝染性紅斑（りんご病）、⑤伝染性膿痂疹（とびひ）の疾患については、医師の診断によって登園してください。

但し、登園した時に、まだ感染の恐れがあると思われる場合や、園での生活に支障があると園長が認めた場合は、園長が休養を指示するか、医師の証明書の提出を求める場合があります。（H28）